

1 国民健康保険運営方針の概要

■目的 県が市町とともに国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営を進めるため、県内の統一的な国保運営方針を定め、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進

■根拠 国民健康保険法第82条の2に基づき平成29年12月に策定

■対象期間 令和3年4月から令和6年3月まで（3年毎に見直し）

■主な事項

(1) 国民健康保険の医療費、財政の見通し（医療費の動向、市町の赤字解消目標等）

(2) 納付金および標準的な保険料の算定方法

①保険料の賦課状況

- ・平成30年度の1人当たりの保険料は市町間で約1.5倍の差（永平寺町10.5万円、おおい町7.0万円）
- ・賦課方式として13市町が所得割、資産割、均等割、平等割を用いた算定方式（4方式）、4市町が資産割を用いない算定方式（3方式）を採用

★②保険料水準統一の基本的な考え方

- ・直ちに保険料水準の統一は行わないが、将来的には県内の保険料水準の統一を目指す
- ・各市町で計画的に資産割を用いない3方式への移行を進め、保険料設定を見直す

★③納付金の算定方式

- ・県全体の医療費総額から患者負担分を除いた医療給付費総額について、各市町の医療費水準や所得水準に応じて、市町ごとに納付金として割り当てる

④標準保険料の算定方式

- ・県が示す標準的な保険料算定方式は、資産割を用いない3方式とする
- ・市町は、県が示す標準保険料率を参考に、市町の実情をふまえ実際の保険料を決定

(3) 保険料徴収の適正な実施（収納対策・収納率目標等）

(4) 医療機関に対する診療報酬支払の適正な実施（レセプト（診療報酬明細書）点検の強化対策等）

(5) 医療費の適正化（健康づくり、後発医薬品利用促進対策等）

(6) 事務の効率化、広域化（市町事務の共通化、標準化等）

2 改定内容

国の指針において、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指し、県と市町との間で保険料水準の統一に向けた議論を深めることが重要であるとしていることから、今後3年間における保険料水準の統一に向けた取組みとして、以下の項目を追記

<主な追加内容>

★②保険料水準統一の基本的考え方

- ・保険料水準統一に向け、市町における取組の方向性や目標年次を含めたロードマップについて、市町と協議の上、次期運営方針改定時までには検討
 - ※ 保険料水準の統一のためには、
 - ・1人あたり医療費や保険料の収納率が市町によって異なる
 - ・市町によって異なる葬祭費、保健事業費等をどこまで納付金の対象範囲とするかなどの課題が多く、市町と十分に協議する必要がある。
- ・保険料水準統一の前提として、各市町の保険料算定方式について令和8年度までに資産割を用いない3方式に移行
 - ※ 資産割については公平性の観点から全国的に廃止の方向にあり、本県市町も3方式に移行すべきと認識している。

★③納付金の算定方式

- ・高額医療費が発生した場合、納付金の急激な上昇を抑えるため、レセプト1件あたり80万円を超える高額医療費を全市町で共同負担化
 - ※ レセプト1件…1人あたりの1診療機関における1月分の医療費総額（入院・外来・調剤別）

3 これまでの経緯および今後の予定

- 令和2年6月 福井県国民健康保険連携会議で国保運営方針改定について市町と意見交換
- 8月 第1回福井県国民健康保険運営協議会で国保運営方針改定について論点協議
- 11月 福井県国民健康保険連携会議で国保運営方針中間案を協議
- 12月 第2回福井県国民健康保険運営協議会で国保運営方針改定を諮問、運営方針中間案を審議
- 令和3年1月 国保運営方針案について市町に意見照会
- 2月 第3回福井県国民健康保険運営協議会で国保運営方針案について答申
- 3月 改定後国保運営方針を公表

県国保運営協議会	主な審議事項	・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の作成 等
	委員（11名）	・市町住民代表 ・医師、薬剤師代表 ・学識経験者代表 ・健康保険協会等代表